

平成27年度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調達等合理化計画の自己評価結果

(評価対象期間:平成27年4月1日～平成28年3月31日)

平成28年6月30日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

①調達等合理化計画で記載した事項	②実施した取組内容	③取組の効果	④実施において明らかとなった課題等		⑤今後の対応
			目標の達成状況		
<p>1. 重点的に取り組む分野 (1)競争性のある契約の調達</p> <p>競争性のある調達について、平成27年度においては、当機構の第3期中期計画の初年度である平成25年度の一者応札・応募件数の割合よりも低減を図ることとし、調達の改善に努め、適切な調達を目指す。【評価指標:競争性のある調達について、平成27年度の調達のうち一者応札・応募の件数を機構の第3期中期計画の初年度である平成25年度の一者・応札件数の割合(19.0%)と比較して低減を図る。】</p>	<p>○平成27年度においては、一者応札・応募の改善のために、入札説明書等を受領したが、応札しなかった事業者から応札に至らなかった理由を聴取し、「一者応札・応募案件に係る要因分析・改善措置調書」により一者応札・応募となった要因の把握・分析、次回調達時の改善措置立案を策定し、次回調達において改善方針を着実に実行するPDCAサイクルを活用した取組を行った。</p>	<p>○これまでの取組により、機械警備、職員健康診断業務、清掃業務等において、一者応札・応募の改善が図られたこと。</p>	<p>○今回の調達に向けて、今回2か年連続一者応札・応募となったものについて、「改善の余地があるもの」と「改善が困難と思料されるもの」が明らかになったこと。</p> <p>○「改善が困難と思料されるもの」については、調達手続の主体が、当機構ではないもの等により応札を見送ったものであること。これらについては、引き続き適正な公告期間の設定、十分な履行期間の確保等に努めるものの改善は困難であると思料されること。今後は、「改善の余地がある」と思料されるものについて、特に重点的に取り組み、一者応札・応募の改善を図っていく必要があること。</p>	<p>○平成27年度の一者応札・応募の件数の割合は、17.7%となり目標を1.3ポイント下回り達成したこと。</p>	<p>○引き続き一者応札・応募件数の割合19.0%以下となるよう取り組む。</p> <p>○二か年連続一者応札・応募となったもののうち、改善の余地があると認められるものについて、重点的に取り組むこととし、具体的には一者応札・応募が継続している事案については、次回調達前に本部において、事前点検を実施の上、必要な改善措置を講じていくこととする。</p>
<p>2. 調達に関するガバナンスの徹底 (1)随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>随意契約を締結することとなる案件であって、契約相手方が明らかに一に限定されている随意契約を除き、随意契約を締結することとなる案件については、事前に機構本部内に設置された随意契約検証チームにおいて、機構本部及び各支部等の調達を要求する部署から提出された随意契約協議書をして、機構の会計規程における「随意契約によることのできる事由」との整合性の観点から、随意契約検証チームの承認を得なければ、調達手続を開始できない仕組みとする。【評価指標:随意契約検証チームによる点検を行ったか。】</p>	<p>○左記に該当する案件については、全て随意契約検証チームにより機構の会計規程における「随意契約によることのできる事由」との整合性などの観点から、随意契約協議書の内容が適切であるか厳正なチェックのもと点検を実施した。</p>	<p>○随意契約検証チームの事前承認を経なければ調達手続に移行できない仕組みが構築されており現状、随意契約として止むを得ないもののみとなっていること。</p>	<p>○今回点検した83件について、随意契約検証チームによる点検では、適正でないと思料されるものはないと認められるものもなかったが、より適正な価格での調達となるよう価格交渉の検討を行う必要があると思料されること。</p>	<p>○平成27年度の随意契約検証チームによる点検件数は、83件実施した。その内訳は以下のとおりであること。</p> <p>随意契約検証チームによる点検件数合計 83件</p> <p>【内訳】 平成27年度契約分 58件 平成28年度契約(予定)分 25件</p>	<p>○引き続き随意契約に関する内部統制に資するため随意契約検証チームによる事前点検を実施するとともに、より適正な価格での調達となるよう見積内容を見積内容を精査するなどし価格交渉の検討を行う。</p>
<p>(2)不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>自主点検マニュアルにおいて定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達予定案件の中から一部の案件を抽出し、その内容を本部で確認を行ったか。【評価指標:自主点検マニュアルにおいて、定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達予定案件の中から一部の案件を抽出し、その内容を本部で確認を行ったか。】</p>	<p>○自主点検マニュアルにおいて、定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達予定案件の中から一部の案件を抽出(20支部等)し、その内容を本部で確認した。</p>	<p>○不適切な調達の防止及び契約事務担当者の適正な調達事務の推進が図られた。</p>	<p>○抽出した案件については、概ね適正であったが、改善指導を行った点もことから契約手続の一層の適正化を図るために継続的かつ計画的に抽出点検を実施する必要があること。</p>	<p>○平成27年度に抽出した契約は20支部等であり、該当契約に係る点検結果は、全て適正であったこと。</p>	<p>○引き続き契約手続の一層の適正化を推進するため、自主点検マニュアルに定められた事項を確認するために、各支部等における調達予定案件の中から本部において一部を抽出し、その内容の確認を実施していくこととする。</p>